## JR東海労ニュース

№1215 2009年2月13日 JR東海労働組合

## 飯田線で相継ぐ速度計誤表示これでは安心して運転できない!

昨年10月、飯田線で119系電車の速度計誤表示が発見されました。会社は、車両の一斉点検を行いましたが、1月16日、2月12日にも再発しました。

前者は、豊橋駅でATS速度照査の動作で発覚したものです。運転士は、所 定速度に低下させましたが、速度計が実速より低く表示されていました。運転 士は即乗務停止です。その後、当該車両を運転した別の運転士が、体感速度と 速度計の表示に疑問を持ち、車掌(後部運転室の速度計)と照合した結果、速 度計誤表示を発見しました。晴れて乗務停止は解除されたのですが、犯人(速 度計誤表示)が見つからなかったら、その運転士は犯罪人の汚名をきせられ、 拘留(日勤教育)されていたでしょう。神領分会の組合員は、速度違反で配転 させられました。その運転士も配転させられる可能性は十分あります。

後者は、速度計85km/hのところ、90km/h出ていたというものです。飯田線の 最高速度は85km/hです。指令は「体感速度より10km/h落として運転せよ」と指 示をしましたが、安全を軽視する指示で大いに問題です。

会社は、1km/hでも速度違反をすれば、「脱線・転覆の危険性」などと騒ぎ立て、運転士の責任を追及します。まさか、「速度計誤表示は脱線の危険性はない」

と言うのでしょうか。かつて、会社 は、制限速度標識の誤表示のとき、

「乗り心地の問題」として危険では ないことを主張しました。

本日、本部は速度計誤表示に関する申し入れ(申第27号)を提出しました。会社の安全姿勢、不当な社員管理を許さず闘おう!



▲飯田線119系雷車(1982年製造)

\*ATS速度照査とは、ポイントやカーブを安全速度で通過させるのを目的に設置され、通過する列車が所定速度を超過した場合、自動で非常ブレーキが動作するシステム